

# 宿泊ポイントカード会員規約

(埼玉県伊豆潮風館指定管理者 株式会社馬淵商事)

平成29年9月1日より「宿泊ポイントカード」の利用方法及び制限について、一部改定とさせていただきますので、お知らせいたします。

## ●第1条 (宿泊ポイントカードの発行)

- (1) 株式会社馬淵商事は、埼玉県伊豆潮風館（以下「伊豆潮風館」という。）に宿泊されたお客様に、宿泊ポイントカード（以下「宿泊カード」という。）を発行いたします。
- (2) お客様は、宿泊カードの署名欄に自署（障害をお持ちで自署することができないお客様はフロント担当者にて代筆）することで会員となり、宿泊カードをご利用いただけます。
- (3) 入会金、年会費は無料です。
- (4) お一人様1枚の発行とし、ご利用はご本人のみとさせていただきます。
- (5) 宿泊カードの所有権は伊豆潮風館に帰属し、他人への貸与・譲渡又は担保として提供することはできません。

## ●第2条 (宿泊カードの利用方法及び制限)

- (1) 伊豆潮風館1泊毎にスタンプ1個を捺印（1ポイント換算）いたします。  
但し、1泊毎1個の捺印は3泊までとし、4泊以上は一律3個の捺印とする。
- (2) 宿泊カードは到着時にご提示下さい。
- (3) 貯まったポイントは、以下のポイント到達時に交換または使用できます。

宿泊カード	ポイント交換
10ポイント	・お一人様1泊の宿泊料無料 ・2,000円の商品券(素泊り利用の方)

イ) 貯まったポイントを交換したい場合は、フロント担当者までお申し付け下さい。

ロ) 10ポイントに到達した宿泊カードは、次回宿泊時の宿泊料が1泊分無料となります。

ハ) 商品券の使用は、伊豆潮風館において売店商品が対象となります。

また、宿泊カードとの引き換えになります。

ニ) 一度特典を得た宿泊カードは無効となります。

注) お部屋を定員（4人部屋を4人、5人部屋を5人）で利用し、その内のお一人様が、満杯になった宿泊カードを使用する時、定員割引は適用となりません。

注) 満杯になった宿泊カードの使用は、素泊りでのご使用はお受けできませんので、売店で使用できる商品券との引き換えになります。

注) このカードは伊豆潮風館のみ有効です。

注) 複数カードのポイントを合算することはできません。

注) ポイントの換金はいたしません。

---

●第3条（宿泊カードの有効期間）

現在発行している宿泊カードは、有効期間を明記しておりませんが、株式会社馬淵商事による伊豆潮風館の運営期間が西暦2021年3月31日までのため、3月30日の宿泊利用分をもって終了といたします。

ただし、西暦2021年4月1日以降も伊豆潮風館を運営する場合は、引き続きお持ちの宿泊カードが使用できるものといたします。

---

●第4条（宿泊カードの紛失・盗難・破損）

（1）宿泊カードを紛失・盗難された場合は、累計ポイントは原則無効となりますので、大切に保管して下さい。

（2）宿泊カードの破損により、スタンプ捺印に支障がある場合は再発行いたします。

---

●第5条（会員情報管理）

宿泊カードに記載された会員情報（氏名、住所、電話番号）は、個人情報保護法及び関連法令並びに埼玉県個人情報保護条例に基づき、必要な安全管理処置を講じます。

---

●第6条（規約の変更・終了等）

会員規約、宿泊サービスの内容又は提供条件は、会員の皆様に事前告知することなく、変更、中断又は終了できるものとし、会員の皆様はあらかじめその旨を承諾したものといたします。

---

●お問合せ窓口 「埼玉県伊豆潮風館」指定管理者 株式会社 馬淵商事

【電話】 代表 0557-51-1504

【受付時間】 7:30~20:00 但し、休館日は8:00~17:00